

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

MARCH 1ST 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2030 年までの人口発展計画発表 少子高齢化対策が課題に

【産 業】

- 宅配業の発展計画 今後 5 年で売上高を 3 倍に
- 1 月の 70 大中都市 住宅価格の高騰 収束に向かう

■ RMB REVIEW

- 狭まる人民元防衛策の選択肢

■ EXPERT VIEW

- 最高人民法院による初めての虚偽訴訟認定事案

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2030年までの人口発展計画発表 少子高齢化対策が課題に

国務院は先般、「国家人口発展計画(2016～2030年)」を発表した。

現状については、2015年末時点での総人口が13億7,500万人と、「第12次5ヵ年計画(2011～2015年)」期間の年平均自然増加率は0.5%前後を維持したと指摘。年齢別人口構造を見ると、60歳以上の高齢者の占める割合が16.1%に達し、15～59歳の生産年齢人口は2011年にピークに達した後減少が続いている。また、男女の出生比率は113.5:100、常住人口の都市化率は2010年の50.0%から2015年には56.1%に達し、平均寿命は76.3歳まで伸びた。

今後15年間の人口動態については、2021～2025年を過ぎた頃から出産適齢女性の減少や人口の高齢化による死亡率の上昇等の影響を受け、人口の増加スピードが弱まるため、総人口は2030年頃にピークを迎えると予想。2030年までに60歳以上の高齢者が占める割合は約25%に上る一方、0～14歳の人口が占める割合は約17%まで低下し、高齢化が進むものと見ている。また、経済社会の発展や「二人っ子政策」の実施等に伴い男女の出生比率が均衡化するほか、単身世帯、一人親世帯、夫婦のみの世帯の割合が徐々に上昇するなど世帯の形態も多様化していくとの見通しを示した。

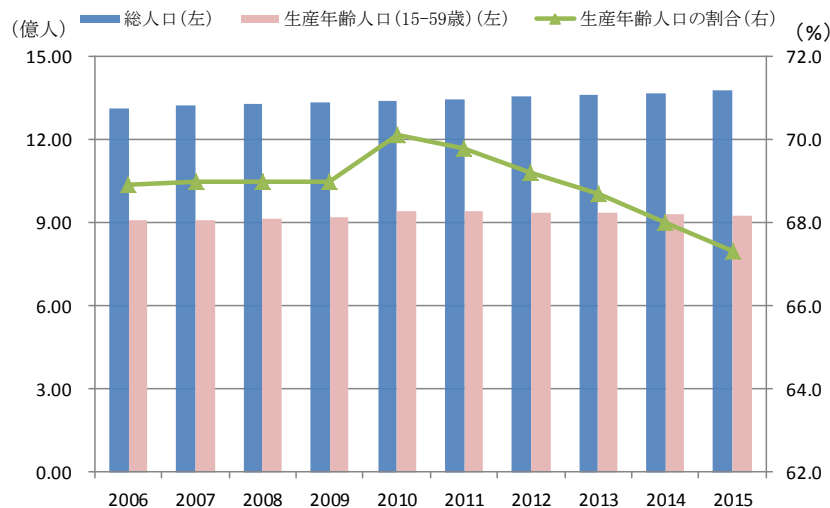
なお、今後の目標については、①2020年までに「二人っ子政策」の効果により出生率を適度に上昇させ、2030年時点で総人口を14.5億人前後まで増加、②男女比のバランスの改善、③健康水準と平均寿命の引き上げ、④生産年齢人口の平均教育年数の増加等を挙げた上で、高齢化対策の積極的な実施や、公共サービスの普及、人口の増加と環境保全の両立に取り組む姿勢を示した。

＜人口発展の目標＞

項目	指標	単位	2015年	2020年	2030年
人口総数	総人口	億人	13.8	14.2	14.5
	出生率	%	1.5-1.6	1.8	1.8
人口構造	男女出生比率		113.5	≤112	107
人口分布	常住人口の都市化率	%	56.1	60	70
その他	平均寿命	歳	76.3	77.3	79
	生産年齢人口の平均教育年数	年	10.2	10.8	11.8

(出所) 国務院「国家人口発展計画(2016～2030年)」を基に作成

＜総人口と生産年齢人口の推移＞



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆宅配業の発展計画 今後5年で売上高を3倍に

国家郵政局は13日、「宅配業発展の第13次5ヵ年計画」を発表し、急成長が続いている宅配業をさらに発展させることで、流通の活性化、内需の拡大、雇用の促進に繋げ、同業界の売上高を2020年までに2015年の約3倍の8,000億元に増大させる目標を掲げた。

<宅配業の2020年までの発展目標>

項目	2015年	2020年
宅配便売上高(億元)	2,770	8,000
宅配便取扱件数(億件)	207	700
農村宅配サービスのカバー率(%)	70	90
自動仕分けシステム導入済・1万平米以上の物流センター(ヵ所)	61	150
宅配貨物専用機(機)	71	200
宅配電子伝票利用率(%)	55	90
研究開発費用の宅配便売上高に占める比率(%)	0.6	1
宅配便の顧客満足度(点)	74	75
宅配便の配達遅延率(%)	-	0.5
宅配便の貨物破損率(%)	-	0.005
宅配便の貨物紛失率(%)	-	0.003
宅配便に関する苦情件数の割合(%)	0.0013	0.0011
1人あたりの年間宅配便利用数(件/1人)	15	50
スマート宅配ボックスによる配達件数の比率(%)	2	10

(出所) 国家郵政局「宅配業発展の第13次5ヵ年計画」を基に作成

中国の宅配市場は、第12次5ヵ年計画(2011年-2015年)の5年間に、取扱件数、取引高がそれぞれ8.8倍、4.8倍に伸びており、全国の宅配営業所は6.4万ヵ所から18.3万ヵ所に増加、1日当たりの延べ利用者数は8.8倍の1億1,000人、1人当たりの年間利用件数は8.6倍の15件に増加した。また、5年間で農村地区の宅配利用件数は累計50億件に上り、都市部への農産物の販売と農村部への工業製品の販売の売上高は3,000億元を超えたとした。さらに宅配業による直接的な雇用創出は100万人超、間接的な雇用創出は1,000万人超との推計を示した。

宅配業の発展はネット通販の拡大に貢献し、個人消費を支え、雇用の受け皿としても機能する新たな成長エンジンとして急速に成長した一方、多くの課題も抱えているとして、具体的に、①宅配サービスの供給能力の不足、②国際市場で高い競争力を持つ企業の不在、③業者間の価格競争の激化、④都市部と農村部の発展格差、⑤商品の多様性の欠如、⑥物流インフラの不足、⑦宅配貨物の安全管理の不備、⑧教育体制の不備と従業員の資質の低さを挙げた。

今後の政策方針について、①企業の強化策として、中小企業の合併促進と国際的ブランド力の強化等、②サービスの向上策として、仕分け・集積・配送センターの整備、交通インフラの整備等、③イノベーション強化策として、インターネット・IoT・ビッグデータ・AI等の応用強化、配達・金融・保険・通関等の一貫サービスの発展等、④グローバル化の促進策として、中国周辺、「一帯一路」沿線、全世界をカバーする物流ネットワークの構築等に取り組むとした。

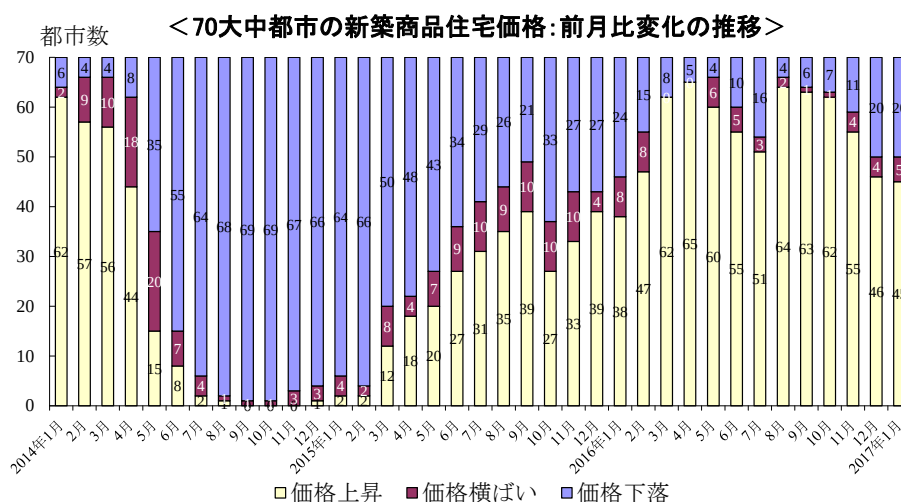
◆1月の70大中都市 住宅価格の高騰 収束に向かう

国家統計局は22日、1月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より1都市減少して45都市、下落した都市は前月から横ばいの20都市となった。

具体的には、三亜市(海南省)が前月比+1.7%、重慶市が同+1.3%、九江市(江西省)が同+1.1%と上昇幅が大きく、深圳市(広東省)と無錫市(江蘇省)が同▲0.5%と下落幅が大きかった。

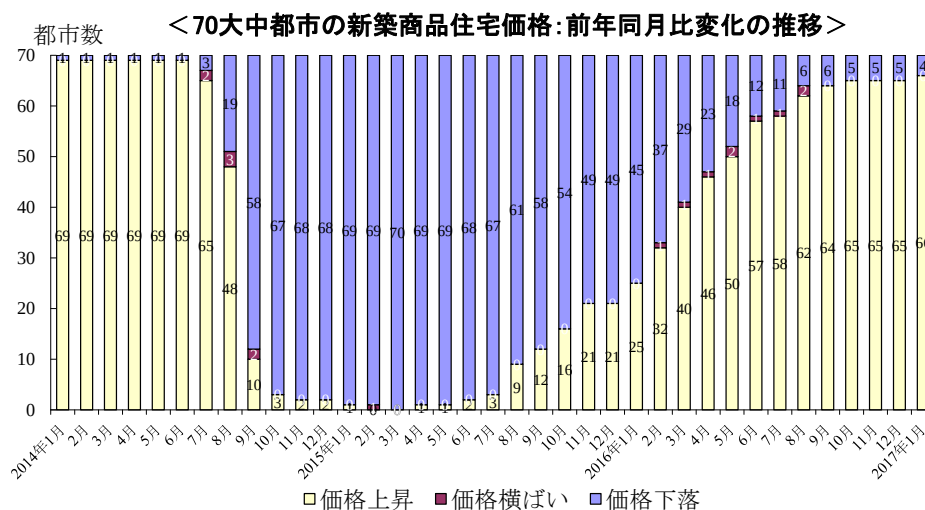
前月比の住宅価格の平均上昇幅について、一線都市^(注)は横ばい(12月:横ばい)、二線都市^(注)は+0.1%(12月:+0.2%)、三線都市^(注)は横ばい(12月:+0.4%)となった。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より1都市増加して66都市、下落した都市数は前月より1都市減少して4都市となった。

具体的には、合肥市(安徽省)が前年同月比+44.2%、廈門市(福建省)が同+38.8%、南京市(江蘇省)が同+37.3%と上昇幅が大きく、錦州市(遼寧省)が同▲2.3%、ウルムチ市(新疆自治区)が同▲1.0%、牡丹江市(黒龍江省)が同▲0.8%と下落幅が大きかった。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

同局は、一線都市と人気のある一部の二線都市と合わせた15都市に対するモニタリングに拠ると、11都市の住宅価格が前月比▲0.1~0.5%下落、3都市が前月から横ばい、広州市の1都市のみが前月比+0.6%と上昇したものの、上昇幅は4ヶ月連続で縮小したことから、昨年9月末以降これらの都市に導入された住宅購入制限策の効果が続いており、住宅価格の高騰は引き続き収束に向かっているとの見方を示した。

(注) 一線都市: 北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市: 省都、副省都都市を含めた31都市
 三線都市: 70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

RMB REVIEW

◆狭まる人民元防衛策の選択肢

2月の人民元相場は、外貨準備減少を背景に一時 6.89 台前半まで弱含む場面が見られたが、介入警戒感や資本規制が下値を阻むと、月末にかけて再び反発。月を通して方向感を見出すには至らなかった。とはいえ、資本流出の動きは依然根強く、上値余地は乏しいだろう。一巡後の反落により警戒が必要だ。尚、来月は 3/5 より全人代(国会に相当)が開催される。政治・経済の運営方針、今年度の数値目標などに注目が集まりそうだ。

・2月のレビュー

2月のオンショア人民元(中国国内市場、CNY)は、春節明けとなる 2/3、6.8650 で寄り付いた。2/7 に発表された中国の外貨準備残高が心理的節目 3 兆ドルの大台を割り込むと、介入余力への不信感から元売りが加速し、翌 2/8 には、約 3 週間ぶり安値 6.8916 まで下落した。しかし、介入警戒感が続落を阻むと、その後は米国債利回りの低下も相まって急反発。2/16 には、高値 6.8464 まで上値を伸ばした。月末にかけて上下するも方向感見せず、本稿執筆時点では、6.86 台後半で推移している(第1図)。

第1図：オンショア人民元相場の推移



・底堅さが目立つ人民元相場だがその持続性には懐疑的

約 8 年 7 ヶ月ぶり安値(6.9666)を示現した昨年 12 月までの動きとは一変し、2017 年の人民元相場は、年初より底堅さが目立つようになった。政府・当局が、①資本規制の強化(口頭指導を含む)や、②介入観測、③短期金利引き上げなどを通じた、一連の元安防衛策・資本流出抑制策に本腰を入れて取り組み始めたからだ。1/18 には、約 2 ヶ月ぶり高値(6.8295)を示現するなど、元の先安観は後退した。もっとも、こうした状態が持続するとは考え難い。当方では以下 3 つを要因に、人民元反発局面が短命に終わると予想する。

・人民元反発が短命に終わる理由①～資本規制の長期化は容易ではない～

1 つ目は、「資本規制の長期化が容易ではない」点だ。高まる資本流出圧力を前に、当局は資本規制の強化(具体的には、国境を越えた資金流出に対する監視強化など)を断行し、人民元安の抑制を図ってきた。しかし、これには数多くの副作用が付きまとう。例えば、外資による中国向け投資(第2図)や、中国企業による対外投資を冷え込ませる恐れがある他、企業活動(含む経常取引)への直接的な悪影響も警戒される。人民元国際化を標榜する中国にとって、これらを長期間受け入れることは容易では無く、資本規制の長期化はやはり非現実的と考えられる。政府など中央機関が介入しないビットコインなど暗号通貨市場を介した資本流出ルートが拡大する

中(第3図)、資本規制の効果に懐疑的な見方も増えつつある。この為、資本規制を通じた元安抑止効果はあくまで短期的なものに留まると見られ、長期的な効果は乏しいと予想する。

第2図：海外から中国への投資(前年同月比)の推移



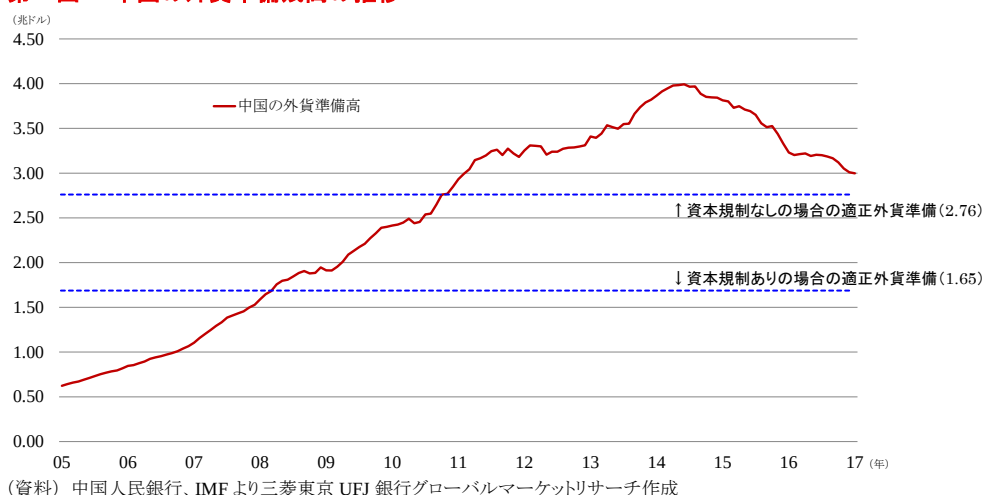
第3図：ビットコイン(対ドル)価格の推移



・人民元反発が短命に終わる理由②～外貨準備減少が介入余力への不信感を高める～

2 つ目は、「外貨準備減少が却って介入余力への不信感」を高める恐れがある点だ。人民元国際化の逆行を受け入れてまで当局が資本規制の強化に踏み切る背景には、介入余力の低下に直面した当局の「止むに止まれぬ事情」が見え隠れする。これまで当局は、人民元安が進行する局面で都度為替介入を行い下落速度の調整を行ってきたと見られているが、外貨準備が有限である以上、こうした取り組みを無制限に行うことは難しい。外貨準備残高が減少すれば当然、投機筋に付け入れられるリスクも高まるだろう。事実、中国の外貨準備残高は、2014 年 6 月をピークに、約 2 年半で 1 兆ドル程度減少した。直近(2017 年 1 月末時点の残高)では、2 兆 9982 億ドルと、心理的節目 3 兆ドルを割り込み、約 6 年ぶり低水準まで落ち込んだ(第 4 図)。IMF 基準に基づいて中国の適正外貨準備高を当方にて試算すると、「資本規制あり」の場合で約 1.65 兆ドル、「資本規制なし」の場合で約 2.76 兆ドル必要な計算となる。資本移動が自由化されていない中国の場合、おそらく前者(1.65 兆ドル)寄りの数字が見込まれるものの、2 年半で約 1 兆ドル減少した現状や、将来的に完全なる資本開放を目指している状況を鑑みれば、介入余力が潤沢にあるとは言い切れない。実際、関係筋からも「為替介入を中止し、外貨準備維持に努めるべき」「人民元の変動を許容すべき」など、為替介入に否定的な意見も目立ち始めた。こうしたことから、介入頻度は今後徐々に減少する公算が大きく、元安抑止効果は次第に効力を失うと考えられる。

第4図：中国の外貨準備残高の推移

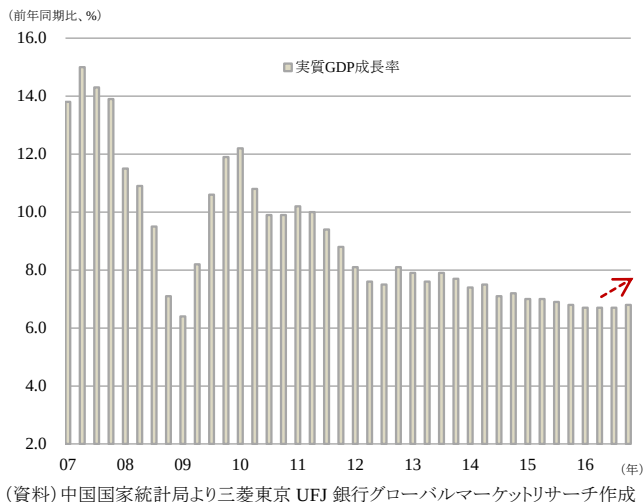


・人民元反発が短命に終わる理由③～不透明感が残存する中、金融引き締めへの転換は困難～

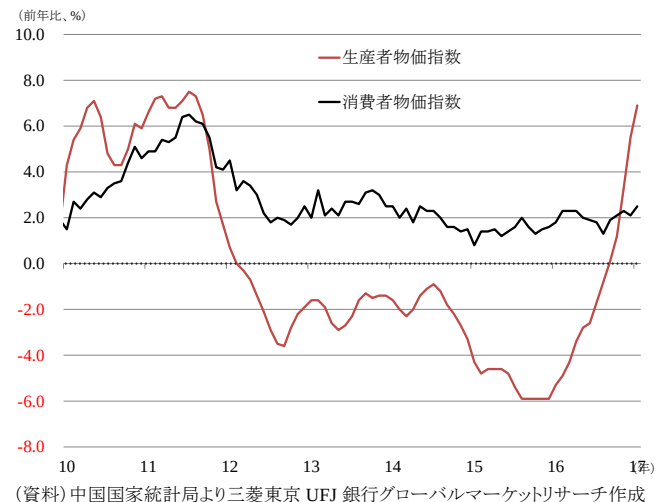
3つ目は、「金融引き締めへの転換が容易ではない」点だ。国家統計局が発表した10-12月期の実質GDP成長率は、前年同期比+6.8%と、四半期ベースで約1年ぶり高水準を記録した(第5図)。2016年通年では、前年比+6.7%を記録するなど、政府目標である6.5%～7.0%の範囲内に留まった。また、今月発表された生産者物価指数(PPI)は、前年同月比+6.9%と、2011年8月以来、約5年5ヶ月ぶり高水準を記録。消費者物価指数(CPI)も、2014年5月以来、約2年8ヶ月ぶり高水準を記録するなど(第6図)、昨年前半にかけて見られたような同国経済を巡る過度な悲観論はひとまず後退している。とはいえ、中国経済が復調に転じたと判断するのは時期尚早だ。中国経済に見られる足元の持ち直しが、政府主導のインフラ投資、自動車減税、住宅価格高騰に伴う不動産セクターでの押し上げ効果など、政策効果に依存している点は無視できない。今後は、これらの反動減が見込まれる他、トランプ政権を巡る通商面での不確実性が、同国経済への重石として警戒される。これらを踏まえると、政府・当局が5年に1度の共産党大会を今秋に控える中で、敢えて実体経済に悪影響を及ぼしかねない金融引き締め(預貸基準金利や預金準備率の引き上げ)に踏み切るインセンティブは乏しい。年初来見られるMLF(中期貸出ファシリティ)やSLF(常設貸出ファシリティ)、リバースレポ金利の引き上げは、あくまで不動産市場の過熱や信用リスク拡大への牽制であって、本格的な金融引き締めへの転換を意味するものではないだろう。よって、米中金融政策格差を背景とした人民元安基調は今後も続くと予想する。

尚、来月は3/5より北京で全国人民代表大会(全人代、国会に相当)が開催される。昨年と違って今年は経済が比較的安定した中での全人代開幕となることから、インフラ投資や財政出動など、短期的な景気押し上げ策が打ち出される公算は小さい。むしろ、構造改革重視、安定成長重視の姿勢を見せる目的で、成長率目標が「6.5%前後」や「6.0%～7.0%」など、やや下振れ余地を許容する形で示される可能性が高いと予想している。この他、李克強首相による政府活動報告や各種数値目標の設定などにも注目が集まりそうだ。

第5図：中国の実質GDP成長率の推移



第6図：中国の物価動向の推移



以上の通り、人民元を巡っては、足元で底堅い動きが見られるものの、こうした動きの持続性は乏しく、早晚巻き戻されるリスクが警戒される。当方では以下の通り、人民元相場の反落を予想する。

～各シナリオ説明～

メインシナリオ(50%、短期的に元安進行、中長期的に元高回帰)

燦る景気減速懸念と高まる資本流出圧力、介入余力への不信感などから、短期的に人民元が下落する展開を予想する。米中金融政策の方向性の違いも、人民元相場の重石となりそう。もっとも、中長期的には、經常収支黒字や、構造改革進展に伴うディスインフレ圧力、人民元の地位向上に伴う準備資産としての人民元保有

ニーズの高まりが、続落を阻もう。米国による保護主義傾斜(ドル安)も、人民元反発を後押ししそうだ。よって、短期的に元安警戒、中長期的に持ち直す展開をメインシナリオとして想定する。

サブシナリオ(35%、年を通して元安進行、但し下落速度は幾分緩やか)

外貨準備減少や資本規制強化による副作用の軽減を目的に、当局が通貨安防衛姿勢を幾分後退させ、緩やかな通貨安を再度容認するシナリオ。この場合、当局は資本規制の一部緩和や介入頻度の低下を通じて、制御可能な範囲内での元安を許容しそうだ。サブシナリオでは、昨年同様、年6%程度の続落を見込み、今後1年で最大7.35程度まで下落する展開を予想する。

リスクシナリオ(15%、介入余力への不信感が人民元急落を招くシナリオ)

資本規制の強化や介入観測を通じた一連の元安抑制策・資本流出抑制策が失敗に終われば、その失望感から、「元売り」に拍車がかかる恐れもあるだろう。この場合、最終的には、通貨切り下げや、完全変動相場移行を余儀無くされるシナリオも台頭しかねない。リスクシナリオでは、サブシナリオで示した7.35を超える急落を想定する。

予想レンジ	3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月
USD/CNY	6.750～7.000	6.850～7.150	6.850～7.150	6.700～7.000
CNY/JPY	15.6～16.8	15.5～16.9	15.3～16.8	15.1～16.7

(2 月 28 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2017.02.20	6.8660	6.8655～ 6.8810	6.8782	0.0073	6.0785	0.0036	0.88616	0.0015	7.3067	-0.0053	3.3000	3394.23	41.38
2017.02.21	6.8790	6.8790～ 6.8870	6.8826	0.0044	6.0621	-0.0164	0.88661	0.0005	7.2619	-0.0448	2.7800	3406.57	12.34
2017.02.22	6.8819	6.8763～ 6.8827	6.8780	-0.0046	6.0750	0.0129	0.88636	-0.0002	7.2278	-0.0341	3.3400	3414.65	8.08
2017.02.23	6.8739	6.8739～ 6.8813	6.8774	-0.0006	6.0733	-0.0017	0.88622	-0.0001	7.2525	0.0247	3.1000	3404.30	-10.35
2017.02.24	6.8718	6.8600～ 6.8749	6.8718	-0.0056	6.1050	0.0317	0.88570	-0.0005	7.2723	0.0198	3.0000	3406.38	2.08

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

最高人民法院による初めての虚偽訴訟認定事案**1、はじめに**

近時中国では、民商事訴訟分野において、主として債務者が債務の弁済等を免れる目的で、他者と通謀した虚構の事実に基づく訴訟を用いて、自己の財産を他者に移転することなどを画策する虚偽訴訟の問題が深刻化しています。最高人民検察院が 2016 年に公表した統計によると、その数は、検察機関が関与した件数だけで 2012 年～2014 年の間に 6829 件に上るとされており、検察機関としても虚偽訴訟の特別取締活動を展開しているとの発言がなされています。

本稿では、このような虚偽訴訟を、最高人民法院が初めて認定した事案(以下「本事案」といいます)を取り上げるとともに、虚偽訴訟の認定要素及び実務上のポイントについてご紹介したいと思います。

2、本事案について**(1) 原審一審判決**

上海市の某生物科技有限公司(以下「A 社」といいます)は、2010 年 6 月 13 日、遼寧省の某不動産開発有限公司(以下「B 社」といいます)を相手方として、債務の弁済請求訴訟を遼寧省高级人民法院(以下「遼寧高裁」という)に提起しました。同訴訟では、A 社は B 社に対して、両者間の契約関係に基づき、債務の弁済期間満了時に何度も弁済を督促したものの、その弁済がなされなかったとの事実が主張されていました。

遼寧高裁は、2011 年 3 月 21 日、審理の結果、訴訟の両当事者の提供した契約が真実かつ有効なものであり、事案の状況は明確であるとして、A 社の請求を認容する判決を下しました。

(2) 再審判決

上記原審一審判決の発効後、訴外の自然人である X は、遼寧高裁に対して再審の請求を行いました。X は、再審請求の理由として、A 社と B 社が悪意をもって通謀し、債務をでっち上げる方法で自己の適法な権益を侵害したことを挙げました。

遼寧高裁は、再審での審理の結果、A 社、B 社における契約関係の事実には常理に反する点が存在することを指摘し、また、関連証拠により、A 社、B 社の実質的支配者の間に夫婦関係が存在すること、A 社、B 社の間で人員の混同が存在すること、執務地が同一であること等の状況を明らかにしました。

これらに基づき、遼寧高裁は、関連証拠が A 社、B 社の間における契約関係にかかる真実の法律関係を認定するには不十分であると認定し、A 社の B 社に対する債務の弁済を要求する訴訟上の請求を棄却する判決を下しました。

(3) 上訴判決

A 社は上記再審判決を不服とし、最高人民法院に対して上訴を提起しました。

最高人民法院は、本件の争いの焦点として次の①②の 2 つの問題を挙げた上で、概要、以下のとおり判断を下しました。

① A 社と B 社の間に関連関係が存在するか否か

会社法¹にいう関連会社には、会社の株主が相互間で一部同じであることが含まれる場合だけでなく、会社が共に第三者によって直接的に若しくは間接的に支配されている、又は株主間、会社の実質的支配者間において、直系親族関係、姻戚関係、共同出資など、利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係が存在する場合も含まれる。

本件では、Y が A 社の支配株主であり、Z は B 社の元の法定代表者であって、関連の契約締結時には B 社の支配株主である C 社の支配株主及び法定代表者であった。また、Y と Z は夫婦関係にある。Z は、遼寧高裁が本件の訴訟を受理した後、B 社の法定代表者ではなくなったが、新しい法定代表者によれば、Z は今なお B 社の実質的支配者である。

これらのことなどからすれば、A 社と B 社の間には関連関係が存在する(また、最高人民法院は、A 社と B 社の間には人員混同の問題も存在することに言及しています)。

遼寧高裁による A 社と B 社は、Y、Z の夫婦が支配する関連会社であるとの認定には十分な根拠がある。

② A 社、B 社に真実の契約関係が存在するか否か

当事者間に関連関係が存在する場合は、悪意の通謀による虚偽訴訟の提起、他者の適法な権益の損害を防止するため、真実の法律関係の存否について厳格な審査を行う必要がある。

本件は、契約に関する証拠の提供があるものの、当事者の述べるところと、提供した証拠及びその他の本件における証拠の間には解消できない矛盾が存在し、当事者の訴訟前後における行為が常理に反している。また、これらについて A 社と B 社は、いずれも合理的な説明をすることができない。

このことから、A 社は、本件で争われている契約金額及び B との間の真実の契約関係の存在を証明するに足りる証拠を提供していないと見ることができる。A 社の訴訟上の請求にかかる債権は A 社と B 社との間でやり取りされた金員の一部を取り出してでっち上げられたものであり、当該虚構の債権を基礎として、B 社に弁済を求める請求は支持すべきではないと確信する。

遼寧高裁が訴訟上の請求を棄却した再審判決は不当ではない。

¹ 会社法第217条では、「関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職とその直接的に又は間接的に支配する企業との関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す」と規定しています。

最高人民法院は、以上のとおり 2 つの問題について判断を下し、さらに、A 社と B 社による本件訴訟の提起に、悪意の通謀による他人の適法な権益の損害が存在するかについてもこれを肯定した上で、A 社の上訴を棄却し、遼寧高裁が下した判決を維持する旨の判決を下しました。

なお、判決書では、民事訴訟法第 112 条²を挙げた上で、A 社と B 社による虚偽訴訟について処罰を行うことにも言及されていますが、処罰の具体的な内容は言及されていません³。

3、虚偽訴訟の認定要素

最高人民法院は、本事案の判決を下した翌年の 2016 年 6 月 20 日に、「虚偽訴訟の防止及び制裁に関する最高人民法院の指導意見」⁴(以下「本意見」といいます)を公布しました。

本意見第 1 条は、虚偽訴訟には、通常、次の要素が含まれるとしています。

＜認定要素＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 法律、法規又は国の政策を回避することによる不法な利益の追求を目的とすること② 当事者双方に悪意の通謀が存在すること③ 事実をでっち上げること④ 適法な民事手続を借用すること⑤ 国の利益、社会公共の利益又は訴外者の適法な権益を侵害すること |
|--|

また、本意見第 2 条は、実務においては、特に次の状況に注意しなければならないとしています。

＜虚偽訴訟の認定にあたって注意すべき状況＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当事者が夫婦、友人など親しい関係又は関連企業など共同利益関係であること② 原告が司法による保護を求める訴訟の目的の価額がそれ自身の経済状況と著しく合致していないこと③ 原告が訴えの提起において依拠した事実及び理由が明らかに常理に合致していないこと④ 当事者双方に民事権益にかかる実質的争いがないこと⑤ 事件にかかる証拠が不十分であるにもかかわらず、双方が自ら速やかに調停合意を達成し、かつ調停書の発行を人民法院に請求すること |
|--|

上述 2(3)②のとおりに、本事案でも、当事者間に関連関係が存在する場合は、真実の融資法律関係の存否について厳格な審査を行う必要があるとされていますが、これは上記①の状況に該当すると考えられます。

² 民事訴訟法第112条では、「当事者間において悪意をもって通謀し、訴訟、調解等の方式を通じて他人の適法な権益の侵害を図る場合には、人民法院はその請求を棄却し、かつ、情状の軽重に応じて過料、拘留に処さなければならない。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する」と規定しています。なお、当該規定は、2012年の民事訴訟法改正で新たに追加された規定です。

³ 報道によれば、最高人民法院は両当事者に対してそれぞれ50万円の処罰を与えたとされています。

⁴ 法発[2016]13号

4、実務上のポイント

中国ビジネスを行う企業が頭を悩ませる大きな問題の 1 つとして、債権回収が難しいとの問題が挙げられますが、虚偽訴訟はまさにこの問題に関わります。例えば、債権回収のために相手方に対する訴訟を提起し勝訴したとしても、虚偽訴訟に基づいた執行が先んじて行われている場合、当該先んじて行われている虚偽訴訟の執行が終わった後に初めて弁済を受けることができます(「人民法院の執行に関する若干問題についての規定(試行)」⁵第 88 条)。このため、自己の債権回収を確実に行うためには、このような虚偽訴訟を排除する必要があります。

その際のポイントとしては、**第一に**、本事案及び本意見第 2 条において触れられているように、関連関係が存在する債権債務訴訟については厳格な審査が行われますので、債権回収の相手先と他者との間に訴訟が係属しているようであれば、**それらの者の間に関連関係が存在しないかを工商登記情報等によって確認しておく**ことです。

第二に、一債権者として収集可能な虚偽訴訟に関する証拠には限界があるものと考えられますが、例えばそうであったとしても虚偽訴訟が疑われる場合には、**積極的に、訴訟参加(民事訴訟法第 56 条第 2 項)、第三者による取消しの訴え(民事訴訟法第 56 条第 3 項)⁶等の手続を利用すること**です。なぜなら、虚偽訴訟が存在する可能性がある場合には、職権に基づく調査、証拠収集の程度を適当なまでに強めることとされている(本意見第 4 条)ため、自己において十分な証拠収集ができなかったとしても、職権に基づく調査、証拠収集が期待できるからです。

第三に、**上記の利用可能な手続には期限がある**ことです。上記のうち、訴訟参加は訴訟の係属中に行わなければなりませんし、第三者による取消しの訴えも民事権益が損害を受けることを知った日又は知り得べき日から 6 か月以内に提起しなければならないとされています。このため、速やかに手続を行うことが重要です。

中国での債権回収は一筋縄にはいきませんが、虚偽訴訟という壁を乗り越えるにあたっては、上記のポイントをご参考にしていただければと考えます。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 4 月 1 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

⁵ 法釈[1998]15号

⁶ 虚偽訴訟の頻発等を理由に2012年の民事訴訟法改正で新たに追加された規定です。